

○静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例

平成12年7月25日

条例第51号

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例  
(題名改正〔平成19年条例6号・62号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例6号・62号〕)

(設置)

第2条 水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めることを目的として、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設(以下「体験学習施設」という。)を浜松市に設置する。

(一部改正〔平成16年条例47号・17年24号・19年6号〕)

(施設)

第3条 体験学習施設に次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示棟
- (2) 中庭
- (3) エントランス

(追加〔平成16年条例47号〕)

(事業)

第4条 体験学習施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 前条各号に掲げる施設を県民の利用に供すること。
- (2) 第2条に規定する目的を達成するための学習会の企画及びその実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(追加〔平成16年条例47号〕)

(開館時間)

第5条 体験学習施設の開館時間は、午前9時から午後4時30分まで(入館時間は、午後4時まで)とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(追加〔平成16年条例47号〕)

(休館日)

第6条 体験学習施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の同法に規定する休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日  
(追加〔平成16年条例47号〕)

(利用の制限)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 体験学習施設の風紀若しくは秩序を乱し、又は施設若しくは設備を損傷するおそれのある者
- (2) 体験学習施設の管理上支障があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、体験学習施設の管理上必要な指示に従わない者  
(追加〔平成16年条例47号〕)

(指定管理者による管理)

第8条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に体験学習施設の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の体験学習施設の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの
  - ア 第5条ただし書の規定による開館時間の変更
  - イ 第6条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
  - ウ 前条の規定による入館の禁止又は退館の命令

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、体験学習施設の管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第9条 前条第1項の規定による指定は、体験学習施設の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕)

(指定管理者の指定)

第10条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に体験学習施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、体験学習施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第11条 知事は、前条の規定により指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕)

(利用料金の納付)

第12条 体験学習施設を利用しようとする者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用後に利用料金を納付することができる。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成19年条例62号〕)

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(追加〔平成19年条例62号〕)

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、体験学習施設を利用する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったと認めるときは、還付することができる。

(追加〔平成19年条例62号〕)

(指定管理者の事業報告)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成16年条例47号・19年62号〕)

附 則

1 この条例は、平成12年8月21日から施行する。

(一部改正〔平成19年条例62号〕)

2 知事は、新たに第8条第1項の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が同条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第12条第2項の規定による承認を行うことができる。

(追加〔平成19年条例62号〕)

附 則(平成16年10月22日条例第47号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の前においても、新条例第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成17年3月25日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条、第5条、第6条、第9条、第11条、第14条、第15条、第18条及び第19条の規定並びに附則第3項の規定 平成17年7月1日

附 則(平成17年3月25日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月19日条例第62号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第2項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成26年3月28日条例第33号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第2項の規定による承認は、この条例の施行の前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成31年3月26日条例第27号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第2項の規定による承認は、この条例の施行の前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(令和2年3月27日条例第6号)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

(一部改正〔平成16年条例47号・19年62号・26年33号・31年27号〕)

区分	利用料金
個人	320円
団体	1人につき 190円

備考

- 1 個人とは、満15歳以上の者であって、中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。
- 2 団体とは、1に規定する個人が30人以上の集まりをいう。

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例(平成12年静岡県条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第9条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用料金の減免の基準)

第3条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設(以下「体験学習施設」という。)を利用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校であって大学を除いたものその他知事の定める教育施設をいう。)又は保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する施設をいう。)における教育活動等として体験学習施設を利用する児童、生徒等を引率する者 利用料金の全額
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「障害者」という。) 利用料金の全額
- (3) 障害者が体験学習施設を利用するときに現に付き添って介護をしている者(障害者1人につき1人に限る。) 利用料金の全額
- (4) 70歳以上の者 利用料金の全額
- (5) その他指定管理者が特別の理由があると認める者 指定管理者が定める額

(事業報告書)

第4条 条例第15条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 体験学習施設の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 体験学習施設の利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、体験学習施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年8月21日から施行する。

附 則(平成16年10月22日規則第53号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成17年3月7日規則第5号抄)

- 1 この規則は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第32号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成20年1月25日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第41号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和2年3月27日規則第8号抄）  
（施行期日）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名 印

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県水産・水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理に関する業務を行いたいので、  
静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例第9条第1項  
の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の  
写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類



参考 水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の利用状況

1 年間入館者数の推移(令和2年7月31日現在)

(単位:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4月	無料	3,541	2,711	2,510	1,539	2,232	3,234	2,381	2,692	2,627	2,461
	有料	3,342	1,974	1,925	1,428	1,977	2,316	2,305	1,932	1,990	1,836
5月	無料	4,384	4,070	3,222	3,332	3,360	3,730	3,886	5,249	5,211	4,497
	有料	3,579	3,072	2,120	3,341	3,224	2,912	2,776	4,632	4,413	3,176
6月	無料	2,565	2,883	3,090	2,638	2,287	2,574	3,789	2,714	2,714	2,558
	有料	2,632	2,442	2,137	1,911	1,628	2,099	2,844	2,329	2,201	2,125
7月	無料	3,916	3,555	3,899	3,244	3,273	4,112	4,633	5,567	4,249	3,802
	有料	3,070	2,415	2,974	2,845	2,846	3,213	3,895	4,367	3,519	3,065
8月	無料	35,681	8,439	7,056	9,180	6,532	9,043	7,880	10,928	11,497	9,065
	有料	1,643	5,393	5,310	6,969	4,925	5,644	5,964	6,737	8,180	6,960
9月	無料	8,048	3,957	3,827	2,940	3,241	4,448	3,770	4,789	3,487	3,999
	有料	10,742	3,023	3,185	2,498	3,456	3,492	2,746	4,087	2,830	3,172
10月	無料	8,010	3,894	3,464	3,694	2,753	4,426	4,176	4,291	4,319	3,088
	有料	8,216	2,025	1,645	1,550	2,164	2,495	1,835	2,036	2,265	1,784
11月	無料	5,665	2,992	2,871	3,499	2,311	3,370	2,865	3,299	4,060	2,896
	有料	4,633	1,856	1,281	1,991	1,294	1,982	1,790	1,985	2,385	1,780
12月	無料	1,902	1,014	1,298	1,247	1,047	1,114	1,199	1,348	1,353	876
	有料	1,677	854	798	791	794	927	1,069	1,380	1,020	808
1月	無料	3,081	1,664	1,327	1,358	1,625	1,519	1,877	2,542	1,679	1,519
	有料	3,269	1,535	1,320	1,214	1,511	1,623	1,910	2,804	1,622	1,496
2月	無料	4,178	1,595	1,619	1,734	2,194	1,494	2,283	2,613	2,060	2,163
	有料	3,415	1,673	1,576	1,590	1,643	1,332	1,874	2,540	1,590	1,571
3月	無料	4,832	2,788	2,562	2,368	2,664	2,890	2,978	3,348	2,799	3,121
	有料	3,983	2,172	2,135	1,973	2,444	2,253	2,469	2,676	2,443	2,171
計	無料	71,397	40,749	37,243	38,741	33,120	39,456	40,678	47,847	47,476	41,528
	有料	37,578	31,154	27,153	27,732	27,756	29,423	30,197	36,065	35,595	31,865
総数	108,975	71,903	64,396	66,473	60,876	68,879	70,875	83,912	83,071	73,393	67,402

(単位:人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R01年度	R02年度	計	
4月	無料	3,020	3,168	3,202	2,476	3,404	2,556	4,242	4,031	5,249	536	57,812
	有料	2,180	2,707	2,555	2,024	2,652	2,144	3,087	3,413	4,324	445	46,556
5月	無料	4,856	4,450	3,657	3,578	5,078	3,743	5,117	5,391	6,936	0	83,747
	有料	4,187	3,556	2,798	2,684	3,865	3,215	4,233	4,469	6,123	0	68,375
6月	無料	3,047	2,933	3,164	3,501	3,224	2,646	3,183	5,020	5,498	3,241	63,269
	有料	2,521	2,425	2,011	2,594	2,306	2,016	2,738	3,671	4,252	3,535	50,417
7月	無料	4,719	6,165	5,733	4,867	5,123	4,486	5,436	6,132	6,720	4,363	93,994
	有料	4,004	3,887	3,436	3,300	3,240	3,563	4,728	5,663	5,393	4,632	74,055
8月	無料	9,149	11,158	10,699	10,567	10,397	8,496	12,495	13,606	13,385		223,463
	有料	7,063	7,386	7,103	7,231	6,913	6,076	9,448	10,672	11,219		137,899
9月	無料	2,779	4,766	4,460	4,133	4,853	3,333	3,442	5,436	5,645		85,003
	有料	2,727	3,370	2,792	2,525	3,078	2,984	3,227	4,503	4,892		72,107
10月	無料	3,004	3,808	4,643	4,380	3,965	3,673	4,247	4,619	4,337		82,441
	有料	1,825	1,577	1,866	1,653	1,875	2,308	2,912	2,960	3,443		48,461
11月	無料	2,331	2,979	3,583	3,986	2,544	2,356	3,632	3,223	3,894		64,858
	有料	1,630	1,508	1,572	1,919	1,952	1,794	2,165	2,197	2,884		39,961
12月	無料	1,120	1,151	1,913	1,748	1,415	1,940	1,667	2,523	2,976		29,963
	有料	1,022	1,041	1,280	1,163	1,224	1,551	1,425	2,097	2,327		24,228
1月	無料	1,715	1,874	2,170	2,122	2,010	2,151	2,717	2,796	3,443		40,687
	有料	1,480	1,744	1,654	1,584	1,736	2,056	2,563	2,906	3,386		38,876
2月	無料	1,656	2,100	3,063	3,182	2,140	2,266	3,099	3,140	3,887		48,461
	有料	1,357	1,765	1,708	1,905	1,727	1,969	2,698	2,569	3,082		39,074
3月	無料	3,614	2,988	3,668	2,987	2,758	4,197	4,065	5,569	2,485		64,941
	有料	2,839	2,491	2,778	2,380	2,130	3,215	2,968	4,479	2,192		52,031
計	無料	41,010	47,540	49,955	47,527	46,911	41,843	53,342	61,486	64,455	8,140	939,496
	有料	32,835	33,457	31,553	30,962	32,698	32,891	42,192	49,599	53,517	8,612	691,184
総数	73,845	80,997	81,508	78,489	79,609	74,734	95,534	111,085	117,972	16,752	1,630,680	

※R02年度5月期は、令和2年4月18日から5月31日まで、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に基づく休館のため。

2 入館者数の内訳(平成28年7月31日現在)

(単位:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
無料	71,397	40,749	37,243	38,741	33,120	39,456	40,678	47,847	47,476	41,528	39,052
高校生以下	46,649	34,947	32,894	34,639	29,008	34,925	36,001	42,140	42,973	37,407	34,429
高齢者	23,085	4,111	2,502	2,653	2,693	1,932	2,046	2,000	2,011	1,775	1,760
障害者等	1,663	1,691	1,847	1,449	1,419	1,234	2,122	2,562	1,940	1,931	2,006
その他						1,365	509	1,145	552	415	857
有料	37,578	31,154	27,153	27,732	27,756	29,423	30,197	36,065	35,595	31,865	28,350
一般	36,442	29,647	26,128	27,067	25,361	28,929	29,520	35,573	34,562	31,065	28,246
団体	1,136	1,507	1,025	665	2,395	494	677	492	1,033	800	104
総数	108,975	71,903	64,396	66,473	60,876	68,879	70,875	83,912	83,071	73,393	67,402

(単位:人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R01年度	R02年度	計
無料	41,010	47,540	49,955	47,527	46,911	41,843	53,342	61,486	64,455	8,140	939,496
高校生以下	36,954	41,698	42,130	38,598	40,514	37,146	46,211	53,656	55,456	7,319	805,694
高齢者	1,793	2,927	3,940	4,387	3,008	1,912	3,127	3,600	4,298	429	75,989
障害者等	1,666	2,338	3,385	4,130	2,946	2,337	3,142	3,620	4,250	392	48,070
その他	597	577	500	412	443	448	862	610	451	0	9,743
有料	32,835	33,457	31,553	30,962	32,698	32,891	42,192	49,599	53,517	8,612	691,184
一般	32,393	33,101	31,225	30,715	31,989	32,546	41,567	49,327	53,067	8,612	677,082
団体	442	356	328	247	709	345	625	272	450	0	14,102
総数	73,845	80,997	81,508	78,489	79,609	74,734	95,534	111,085	117,972	16,752	1,630,680

無料のうち「その他」は県民の日事業の一般の入館者数(H17から計上)

## 3 入館料収入の推移(令和2年7月31日現在)

(単位:円)

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4月	一般		972,600	570,300	525,300	428,400	568,500	642,900	691,500	579,600	597,000	550,800
	団体		18,000	13,140	31,320	0	14,760	31,140	0	0	0	0
	小計	0	990,600	583,440	556,620	428,400	583,260	674,040	691,500	579,600	597,000	550,800
5月	一般		996,900	903,000	636,000	921,900	948,000	862,500	819,900	1,349,100	1,279,200	952,800
	団体		46,080	11,160	0	48,240	11,520	6,660	7,740	24,300	26,820	0
	小計	0	1,042,980	914,160	636,000	970,140	959,520	869,160	827,640	1,373,400	1,306,020	952,800
6月	一般		720,000	675,900	621,600	536,100	469,800	620,700	801,900	698,700	630,600	637,500
	団体		41,760	34,020	11,700	22,320	11,160	5,400	30,780	0	17,820	0
	小計	0	761,760	709,920	633,300	558,420	480,960	626,100	832,680	698,700	648,420	637,500
7月	一般		871,800	686,400	844,800	822,900	836,700	938,400	1,168,500	1,285,500	1,024,800	919,500
	団体		29,520	22,860	28,440	18,360	10,260	15,300	0	14,760	18,540	0
	小計	0	901,320	709,260	873,240	841,260	846,960	953,700	1,168,500	1,300,260	1,043,340	919,500
8月	一般	492,900	1,617,900	1,572,900	2,080,200	1,436,700	1,655,400	1,778,100	2,021,100	2,435,100	2,065,200	1,861,800
	団体	0	0	12,060	6,300	24,480	22,680	6,660	0	11,340	13,680	0
	小計	492,900	1,617,900	1,584,960	2,086,500	1,461,180	1,678,080	1,784,760	2,021,100	2,446,440	2,078,880	1,861,800
9月	一般	3,140,700	879,900	930,000	706,500	714,000	1,047,600	823,800	1,214,100	829,800	937,200	811,800
	団体	49,140	16,200	15,300	25,740	193,680	0	0	7,200	11,520	8,640	12,960
	小計	3,189,840	896,100	945,300	732,240	907,680	1,047,600	823,800	1,221,300	841,320	945,840	824,760
10月	一般	2,404,200	552,600	456,300	447,000	503,100	738,900	550,500	591,600	553,800	513,600	598,500
	団体	36,360	32,940	22,320	10,800	87,660	5,760	0	11,520	75,420	12,960	5,760
	小計	2,440,560	585,540	478,620	457,800	590,760	744,660	550,500	603,120	629,220	526,560	604,260
11月	一般	1,324,500	492,900	375,300	597,300	366,900	573,300	506,100	574,800	644,400	497,100	408,900
	団体	39,240	38,340	5,400	0	12,780	12,780	18,540	12,420	42,660	22,140	0
	小計	1,363,740	531,240	380,700	597,300	379,680	586,080	524,640	587,220	687,060	519,240	408,900
12月	一般	503,100	238,200	239,400	237,300	238,200	278,100	297,000	391,800	306,000	242,400	294,000
	団体	0	10,800	0	0	0	0	14,220	13,320	0	0	0
	小計	503,100	249,000	239,400	237,300	238,200	278,100	311,220	405,120	306,000	242,400	294,000
1月	一般	957,600	436,200	365,100	364,200	444,300	486,900	564,000	841,200	486,600	448,800	438,900
	団体	13,860	14,580	18,540	0	5,400	0	5,400	0	0	0	0
	小計	971,460	450,780	383,640	364,200	449,700	486,900	569,400	841,200	486,600	448,800	438,900
2月	一般	950,700	483,900	463,800	477,000	483,300	399,600	562,200	762,000	467,100	432,300	447,000
	団体	44,280	10,800	5,400	0	5,760	0	0	0	5,940	23,400	0
	小計	994,980	494,700	469,200	477,000	489,060	399,600	562,200	762,000	473,040	455,700	447,000
3月	一般	1,158,900	631,200	600,000	582,900	712,500	675,900	709,800	793,500	732,900	651,300	552,300
	団体	21,600	12,240	24,300	5,400	12,420	0	18,540	5,580	0	0	0
	小計	1,180,500	643,440	624,300	588,300	724,920	675,900	728,340	799,080	732,900	651,300	552,300
計	一般	10,932,600	8,894,100	7,838,400	8,120,100	7,608,300	8,678,700	8,856,000	10,671,900	10,368,600	9,319,500	8,473,800
	団体	204,480	271,260	184,500	119,700	431,100	88,920	121,860	88,560	185,940	144,000	18,720
	小計	11,137,080	9,165,360	8,022,900	8,239,800	8,039,400	8,767,620	8,977,860	10,760,460	10,554,540	9,463,500	8,492,520

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R01年度	R02年度	計
4月	一般	630,900	812,100	728,700	627,440	822,120	664,640	956,970	1,058,030	1,340,440	142,400	13,910,640
	団体	13,860	0	22,680	0	0	0	0	0	0	0	144,900
	小計	644,760	812,100	751,380	627,440	822,120	664,640	956,970	1,058,030	1,340,440	142,400	14,055,540
5月	一般	1,199,700	1,020,300	839,400	832,040	1,134,600	955,110	1,261,080	1,340,750	1,887,590	0	20,139,870
	団体	33,840	27,900	0	0	38,950	25,460	31,350	27,360	6,460	0	373,840
	小計	1,233,540	1,048,200	839,400	832,040	1,173,550	980,570	1,292,430	1,368,110	1,894,050	0	20,513,710
6月	一般	756,300	708,300	603,300	804,140	643,560	624,960	836,380	1,138,010	1,297,660	1,131,200	14,956,610
	団体	0	11,520	0	0	43,700	0	7,600	0	12,540	0	250,320
	小計	756,300	719,820	603,300	804,140	687,260	624,960	843,980	1,138,010	1,310,200	1,131,200	15,206,930
7月	一般	1,201,200	1,166,100	1,010,400	1,023,000	1,004,400	1,067,020	1,465,680	1,746,230	1,671,830	1,482,240	22,237,400
	団体	0	0	12,240	0	0	22,990	0	5,700	0	0	198,970
	小計	1,201,200	1,166,100	1,022,640	1,023,000	1,004,400	1,090,010	1,465,680	1,751,930	1,671,830	1,482,240	22,436,370
8月	一般	2,118,900	2,205,900	2,118,900	2,191,700	2,106,760	1,874,260	2,810,770	3,288,170	3,420,850		41,153,510
	団体	0	5,940	7,200	30,590	22,230	5,700	72,390	12,350	34,960		288,560
	小計	2,118,900	2,211,840	2,126,100	2,222,290	2,128,990	1,879,960	2,883,160	3,300,520	3,455,810	0	41,442,070
9月	一般	809,100	990,900	823,200	766,940	954,180	925,040	988,280	1,395,930	1,516,520		21,205,490
	団体	5,400	12,060	8,640	9,690	0	0	7,410	0	0		383,580
	小計	814,500	1,002,960	831,840	776,630	954,180	925,040	995,690	1,395,930	1,516,520	0	21,589,070
10月	一般	538,500	473,100	559,800	512,430	581,250	696,880	902,720	917,600	1,086,400		14,178,780
	団体	5,400	0	0	0	0	11,400	0	0	9,120		327,420
	小計	543,900	473,100	559,800	512,430	581,250	708,280	902,720	917,600	1,095,520	0	14,506,200
11月	一般	453,900	452,400	471,600	594,890	571,950	556,140	671,150	681,070	885,120		11,699,720
	団体	21,060	0	0	0	20,330	0	0	0	22,420		268,110
	小計	474,960	452,400	471,600	594,890	592,280	556,140	671,150	681,070	907,540	0	11,967,830
12月	一般	306,600	312,300	370,200	349,680	379,440	480,810	441,750	650,070	744,640		7,300,990
	団体	0	0	8,280	6,650	0	0	0	0	0		53,270
	小計	306,600	312,300	378,480	356,330	379,440	480,810	441,750	650,070	744,640	0	7,354,260
1月	一般	444,000	523,200	496,200	491,040	538,160	637,360	794,530	890,630	1,083,520		11,732,440
	団体	0	0	0	0	0	0	0	6,270	0		64,050
	小計	444,000	523,200	496,200	491,040	538,160	637,360	794,530	896,900	1,083,520	0	11,796,490
2月	一般	407,100	529,500	512,400	590,550	519,870	610,390	836,380	796,390	986,240		11,717,720
	団体	0	0	0	0	0	9,500	0	0	0		105,080
	小計	407,100	529,500	512,400	590,550	529,370	610,390	836,380	796,390	986,240	0	11,822,800
3月	一般	851,700	736,200	833,400	737,800	660,300	996,650	920,080	1,388,490	701,440		15,627,260
	団体	0	6,660	0	0	0	0	0	0	0		106,740
	小計	851,700	742,860	833,400	737,800	660,300	996,650	920,080	1,388,490	701,440	0	15,734,000
計	一般	9,717,900	9,930,300	9,367,500	9,521,650	9,916,590	10,089,260	12,885,770	15,291,370	16,622,250	2,755,840	205,860,430
	団体	79,560	64,080	59,040	46,930	134,710	65,550	118,750	51,680	85,500	0	2,564,840
	小計	9,797,460	9,994,380	9,426,540	9,568,580	10,051,300	10,154,810	13,004,520	15,343,050	16,707,750	2,755,840	208,425,270

一般料金 (H12~25) 300円 (H26~) 310円 (H31.10~) 320円  
 団体料金 (H12~25) 180円 (H26~) 190円